

在学中 要保存

川上北小学校PTA規約

2019年3月版

横浜市立川上北小学校PTA

第1章 総則

第1条 名称

本会は横浜市立川上北小学校PTAと称する。

第2条 所在地

本会の所在地は川上北小学校(横浜市戸塚区川上町63-1)とする。

第3条 目的

本会は保護者と教職員が協力して、学校および家庭、社会における児童の幸福の増進と健全な育成を図ることを目的とする。

第4条 活動方針

本会は教育を本旨とする民主団体として活動する非営利的、非政党的でなければならない。

1. 児童の教育向上と福祉及び地域文化の発展のために、共に修養、協力し合う
2. 民主団体として政治に左右されることなく他の干渉を受けない
3. 営利を目的とした行為は行わない
4. 学校問題に関しては各所と話し合い、意見を具申するが、学校の管理、教育内容、教職員人事は干渉しない
5. 本会の権利、義務はすべて平等である

第5条 会員

本会の会員は川上北小学校に在籍する児童の父母、または、これに代わる者と川上北小学校に勤務する教職員とする。

1. 会員は会費の支払い事実をもってその権利を有する

第6条 事業

本会は第1章第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 児童福祉の増進
2. 教育施設、設備の充実
3. 会員相互の連絡と研修
4. 学校行事への協力
5. 学校、家庭、地域の相互連携を深める
6. その他目的達成のため必要な事項

第2章 役員・常任委員・特別委員・会計監査係

第7条 役員、委員並びに係

本会には次の役員(会長・副会長・書記・会計・学校長・副校長・教務主任)

委員(常任委員・特別委員)並びに係をおく。

第5条に定める会員中より選出する。

1. 会長 1名(教職員の兼務は妨げる)
2. 副会長 3名(うち1名は副校長)
3. 書記 3名(うち1名は教務主任)
4. 会計 3名(うち1名は副校長兼務可)
5. 常任委員 人数は予算委員会により適宜決められる
6. 特別委員 必要に応じて予算委員会により適宜決められる
7. 会計監査係 2名(うち1名は会計経験者より選出、他1名は教職員(兼務可)でも可)

第8条 役員、常任委員並びに係の任期

役員、常任委員並びに係の任期は3月1日から翌年の3月末日までとし、PTA 総会終了までは引継ぎ期間とする。

1. 任期終了後といえども、後任者が決まり引継ぎが終了するまではその任務を担当する
2. 補欠による任期は前任者の残任期間とする
3. 役員、委員並びに係の再選はこれを妨げない
4. 役員に変更があった場合は速やかに役員の変更が行われた旨を全会員に通知する

第9条 役員、常任委員並びに係の選出

役員、常任委員並びに係の選出は次の通りとする。

1. 役員は推薦委員会によって選出し、役員会で確認後、総会で承認を得る
2. 常任委員は学年ごとに1名以上を選出する
3. 常任委員は各委員会に属する
4. 各委員会は委員長1名、副委員長1名をおく
5. 任期途中で会長に欠員を生じた時は、役員が協議の上、推薦委員会により選出する。
会長以外に欠員を生じた時は、推薦委員会がこれを選出する。

第10条 役員、常任委員並びに係の任務

役員、常任委員並びに係の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表して会務を総括する
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する

3. 書記は文書ならびに本会の運営に関する事務を記録するとともに、総会においては活動の内容を報告する
4. (1) 会計は本会の会計事務一切を担当し、総会においては会計監査を得た決算報告をする
(2) 会計は学校協力費の監査報告を行う
5. (1) 常任委員はPTA諸行事活動に参画し、これに協力する
(2) 常任委員は教職員からの依頼で学年会計簿等の監査を行う
6. 監査係は会計事務を監査し、総会において監査報告を行う

第3章 組織

第11条 総会

総会は本会の最高議決機関で、会長がこれを招集し、全会員をもって構成され、必要に応じて臨時総会を開催することができる。総会の機能は次の通りである

1. 総会の成立は、委任状を含めて会員の3分の1以上の出席を必要とする
2. 規約の制定と改廃
3. 予算、決算、会計監査報告の承認
4. 年間事業計画の決定と経過の承認
5. 役員承認
6. その他本会の必要事項の審議

第12条 役員会

総会に次ぐ議決機関で、会長・副会長・会計・書記・校長・副校長・教務主任により構成され、会長が必要に応じて招集する。その機能は次の通りである。

1. 総会提案事項の審議
2. 役員確認
3. 突発的事項の審議決定
4. 会員との連絡

第13条 三役会

役員会に次ぐ審議機関で教職員を除く役員により構成され会長が必要に応じて招集し、役員会議決事項の審議を行う。

第14条 実行委員会

役員、各常任委員会正副委員長、教職員により構成され、会長が必要に応じて招集し、総会、役員会における決定事項の執行にあたる。

第15条 予算委員会

実行委員会メンバーをもって構成され会長が必要に応じて招集し、事業の原案、予算作成並びに総会・役員会から委託された事項の審議を行う。

第16条 常任委員会

本会には次の常任委員会を置く。

1. 校外委員会
2. 企画委員会
3. 広報委員会
4. 推薦委員会
5. 生活環境委員会
6. 渉外委員会

第17条 特別委員会

役員会および実行委員会は、必要に応じて特別委員を募ることができる。

第4章 会議

第18条 会議

会議は次の通りとする

1. 総会(定期、臨時、書面)、役員会、三役会、実行委員会、予算委員会、その他会長が必要と認めるもの
2. 会議は会長がこれを招集する
3. 総会(定期)は年1回以上、その他の会は必要に応じ随時開かれる
4. すべての会の議決には出席者の過半数の同意を必要とし、賛否同数の場合は議長裁定により決する
5. 学校長は三役会を除き、すべての会に参画できる

第5章 会費

第19条 会費

1. 本会の経費は会費およびその他の収入をもってこれに充てる
2. 寄付金及びその他の収入を受ける場合は、役員会の承認を得るものとする
3. 本会の資産は第1章第3条の目的達成のため以外に使用してはならない

第20条 会計年度

本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 個人情報の取り扱い

第21条 個人情報の取り扱い

本会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

第7章 改正

第22条 改正

本会規約は総会の承認を得なければ改正することはできない。

第8章 細則

第23条 細則

役員会は本会規約の施行に関し、必要に応じて要項、内規を定めることができる。

第9章 執行

第24条 施行

昭和44年 4月1日 発足

昭和45年 4月1日 初版執行

平成24年 11月9日 改版

平成26年 3月1日 一部改正

平成27年 4月1日 一部改正

平成28年 3月1日 一部改正

平成29年 3月1日 一部改正

平成29年 6月1日 一部改正

平成30年 3月1日 一部改正

平成31年 3月1日 一部改正